

久御山町立学校セキュリティ対策基準

令和3年2月26日

久御山町教育委員会

—目次—

1	目的	1
2	対象範囲及び用語説明	1
2.1	行政機関等の範囲	1
2.2	情報資産の範囲	1
2.3	用語説明	1
3	情報セキュリティ管理体制	1
3.1	体制	1
3.2	権限と責任	2
4	情報資産の分類と管理	3
4.1	情報資産の分類と管理方法	3
4.2	情報資産の管理	3
5	物理的セキュリティ	5
5.1	サーバ等の管理	5
5.2	管理区域の管理	6
5.3	ネットワークの管理	7
5.4	教職員等の利用する端末や電子記録媒体等の管理	7
6	人的セキュリティ	8
6.1	教職員の遵守事項	8
6.2	研修・訓練	9
6.3	情報セキュリティインシデントの報告	10
6.4	ID及びパスワード等の管理	10
7	技術的セキュリティ	11
7.1	コンピュータ及びネットワークの管理	11
7.2	アクセス制御等	15
7.3	システム開発、導入、保守等	16
7.4	不正プログラム対策	18
7.5	不正アクセス対策	19
7.6	セキュリティ情報の収集	20
8	運用	20
8.1	情報システムの監視	20
8.2	情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認	20
8.3	侵害時の対応等	21
8.4	例外措置	21
8.5	懲戒処分等	22

8.6	懲戒処分等	22
9	外部委託	23
9.1	外部委託	23
10	クラウドサービスの利用	23
10.1	クラウドサービスの利用におけるセキュリティ対策	23
10.2	約款による外部サービスの利用	23
10.3	ソーシャルメディアサービスの利用	24
11	事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項	24
11.1	事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項	24
12	評価・見直し	25
12.1	監査	25
12.2	自己点検	25